

新事業進出補助金、ものづくり補助金が一本化

① 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

- 中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓(輸出)に向けた国内の輸出体制の強化を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とした補助金

-Point-

第1回締切:10/30(金)

ペンデル締切:10/2(金)

3つの「補助対象事業枠」

● 革新的新製品・サービス枠

革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援します。革新的な新製品・新サービス開発とは、顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することを指します。単に機械装置・システム等を導入するにとどまり、新製品・新サービスの開発を伴わないものは補助対象事業に該当しません。

● 新事業進出枠

既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援します。本補助金対象事業枠は事業で新たに製造又は提供(以下「製造等」という。)する製品、商品もしくはサービス(以下「製品等」という。)が、事業を行う中小企業等にとって、新規性を有するもの、かつ、事業で新たに製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな市場であるものが補助対象です。

● グローバル枠

海外市場開拓(輸出)に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援します。本補助金対象事業枠は事業を行う中小企業等が、自社の製品等を活用し、自発的に新たな海外販路を開拓するうえで必要となる国内製造等拠点の強化に取り組むもの、かつ、事業により製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな海外市場であるものが補助対象であり、取引先主導の事業は自発的な取組とは言えず補助対象外です。

補助上限額・補助率・補助対象経費

			革新的新製品・サービス枠		新事業進出枠	グローバル枠
補助 上限 額	従業員 数	1～5人	750万円（850万円）	20人以下	2,500万円（3,000万円）	
		6～20人	1,000万円（1,250万円）	21～50人	4,000万円（5,000万円）	
		21～50人	1,500万円（2,500万円）	51～100人	5,500万円（7,000万円）	
		51人以上	2,500万円（3,500万円）	101人以上	7,000万円（9,000万円）	
補助率			中小企業者：1/2（2/3） 小規模・再生事業者等：2/3		中小企業者：1/2 （2/3）	中小企業者： 2/3
補助対象経費			機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連 経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費 グローバル枠：海外旅費、通訳・翻訳費			

- ※補助下限: 革新的製品・サービス枠…100万円 新事業連携枠、グローバル枠…750万円
- ※大幅賃上げ特例適用事業者: 事業終了時点で賃上げ特例要件を達成した場合は上記カッコ内の金額
- ※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者: 括弧内の補助率

2 東京都 非石油由来製品等開発支援事業

- 中東情勢の影響による原油供給不足やそれに伴う原油由来製品等の価格高騰といった課題に対応すべく、石油代替製品や、原材料の削減、エネルギー量の削減等に資する製品・サービスの開発・改良へ取り組む中小企業を助成

-Point-
締切:
10/9(金)

取組例

- ①石油依存から脱却を図るためのサーキュラーエコノミー※(循環型経済)型製品・機器・システムの開発
- ②石油由来の原材料の使用量削減に資する機器・システムの開発
- ③石油由来原材料に代わる代替原材料の開発
- ④石油代替原材料を用いた製品・機器・システムの開発
- ⑤エネルギー(電気・燃料)の使用量削減に資するシステムの開発

助成上限額・助成率・助成対象経費

助成限度額	2000万円
助成率	4/5
助成対象経費	①原材料・副資材費 ②機械装置・工具器具費 ③委託・外注費 ④産業財産権出願・導入費 ⑤直接人件費 ⑥専門家指導費 ⑦規格認証・登録費 ※上限を設けている経費もありますのでご注意ください。

東京都中小企業振興公社「非石油由来製品等開発支援事業」

ゼロエミッション関連産業参入、ゼロエミッション技術・製品開発、販路開拓等を促進

3 東京都 ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業

- 都内中小企業・中小企業グループ等(スタートアップ企業も含む)に対して、ゼロエミッションを推進する製品開発、改良、規格等適合化に要する経費の一部を助成
- ゼロエミッションに資する製品のパーツやゼロエミッションに資する製品の製造工程で投入される部材等、間接的な製品・技術の開発も対象

-Point-
締切: 9/8(火)

助成金対象

- 「ゼロエミッションに資する」とは、東京都が策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」に掲げられている以下のような各政策に該当する取組のこと
1.エネルギー 2.建築物 3.運輸 4.サーキュラーエコノミー 5.フロン対策 6.気候変動

助成上限額・助成率・助成対象経費

助成限度額	単独申請: 1,500万円 共同申請: 3,000万円
助成率	2/3
助成対象経費	原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、委託・外注費、直接人件費、不動産賃借料

東京都中小企業振興公社「ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(製品開発助成)」

※ご注意: 補助金・助成金を受けるためには審査が必要です。要件に合致していたとしても、事業計画の内容によっては不採択になる場合もあります。また、事業の着手は採択・交付決定の後に行わなければならないなど制約があります。
※各補助金の詳しい内容については、ペンデル税理士法人までお問合せください。

ペンデル税理士法人 TEL:03-5990-5910 FAX:03-5990-5909 WEB: <https://www.pendel.jp/>
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-2 新宿国際ビルディング5F
我々は中小企業の経営上の課題に対し専門性の高い支援を行える国から認定された「経営革新等支援機関」です